

軽自動車税の減免申請を受付ます

軽自動車を所有し、身体（精神・知的）に障がいがあり、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

■対象者

- ①身体に障がいがあり歩行が困難な人が軽自動車を所有する場合。
- ②18歳未満の身体に障がいがある人と生計を一つにし、軽自動車を所有、使用する場合。
- ③身体に障がいがある人が所有する軽自動車を生計を一つにする人が、当該身体障がい者等のために、通院・通学・通所等に使用する場合。
- ④身体に障がいがある人が所有する軽自動車で、身体障がい者等のみで構成される世帯を常時介護するためを使用する場合。
- ⑤車の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車。

税務課からのお知らせ
所得税の住宅ローン控除を受けられたみなさま方へ

税源移譲により所得税が減額し、控除できる住宅ローン控除額が減少する場合があります。所得税から控除しきれなかつた額がある場合は申請書を5月8日までに税務課にご提出いただき、今年の個人住民税（所得割）から控除できます。申請書は、市ホームページにも掲載しています。



■申請先

政策部税務課

☎(23)9220 担当:荒川

■注意事項

- ①普通自動車税の減免や福祉タクシー利用助成券を受給する等の併用はできません。
- ②公益のために専用する軽自動車等についても減免の対象となります。
- ③すでに減免の現況届を提出された方で、減免理由に変更がない方は、改めて申請する必要はありません。

■必要な物

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
 - ②運転免許証
 - ③車検証
 - ④印鑑
 - ⑤平成21年度軽自動車税納付書（納めていないもの）
- ※納税されると、減免申請はできませんので注意してください。

■申込期間

5月15日(金)～5月25日(月)

※土・日曜日を除く8時30分～17時15分
※両支所でも受け付けます。



■入居資格

- 次のすべての条件を備える人
- ▽市内に住所または勤務地があり、市町村税等を滞納していないこと。
 - ▽現に同居し、または同居しようとする親族がいること。

（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた人や、障がい者、生活保護者などであれば、単身で入居できる住宅もあります。）

※障がい者（身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1～2級）、知的障がい者（A、B）の方）

▽所定の収入基準に適合すること。

▽現在住宅に困っていること。

▽公営住宅に入居したことがある方については家賃を滞納していないこと。

6月11日(木)に行なう公開抽選により決定します。なお、災害など特別な事情があつた場合は順位が変わることもあります。

■有効期限

平成22年2月28日まで

市営住宅の入居補欠者を募集します



久保田住宅の外観

入居補欠者募集住宅

第2赤尾・山下・朝日
大野・久保田・唐原
高野・小原・浦田・西杵
上記住宅から3住宅まで希望できます。



担当:永尾

■まちづくり部 建設課 ☎(23)9330
山内支所まちづくり課 ☎(45)2909
北方支所まちづくり課 ☎(36)6023